

組合員各位

J Aよこすか葉山
組織相談課

「高収益次期作支援交付金」制度運用上の見直しについて

秋冷の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、JA 通信 9月号に制度概要を載せさせていただきましたが、新たに「農林水産省生産局長通知」があり、制度運用の大幅な見直しが行われました。

その結果、生産農家で対象となるのは限られた件数になることが想定されます。

ご自身が対象になるか分からない場合は、別紙の適用要件をご確認の上、地区担当のTACまでお声掛け下さい。

※受付期間は11月17日（火）迄とさせていただきます。

経済部 組織相談課

TEL 857-9248

経済部 営農販売課

TEL 857-9656

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農業者の皆さまへ ～高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて～

本交付金の創設当時は、新型コロナウイルスによる影響が更に拡大・深刻化することへの不安が蔓延する中で、新型コロナウイルスの影響を受けた農家の皆様が、営農を断念することなく次期作に前向きに取り組んでいただけるよう、要件を簡素で弾力的にするなど、困っている方が申請しやすい仕組みにいたしました。

その結果、非常に多くの申請をいただいたところですが、中には要件には該当するものの必ずしも新型コロナウイルスの影響があったとは言えない申請も含まれておりました。

このまま交付金をお支払いすることになれば、影響を受けていないのに交付金が支払われている等の批判を受けかねないことから、今般、減収のあった品目を対象とし減収額を超えない範囲で交付金をお支払いするなど、運用見直しをすることとなりました。

当初お示したものと異なる制度運用となること、また追加の作業をしていただくこととなるなど、多大な御迷惑と御面倒をおかけすることとなり、誠に申し訳ありませんが、新型コロナウイルスの影響を受けた生産者を支援するという本事業の趣旨に鑑み、何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

運用見直しのポイント

① 交付対象面積の変更 ※

次期作の全作付面積 ➡ 売上げが減少した品目の作付面積

② 交付額の上限設定 ※

各農業者の減収額を超えない範囲で交付金をお支払い

③ 厳選出荷の取組日数の上限設定

作業従事者1人につき90日まで

※ 5万円/10a、80万円/10a、25万円/10aの取組についての運用見直しです。